

医療DX推進体制整備加算、在宅医療DX情報活用加算

令和7年10月以降の医療DX推進体制整備加算及び在宅医療DX情報活用加算の要件が見直されます。

医療DX推進体制整備加算

令和7年4月 ～ 令和7年9月	
医療DX推進体制整備加算1	12点
医療DX推進体制整備加算2	11点
医療DX推進体制整備加算3	10点
医療DX推進体制整備加算4	10点
医療DX推進体制整備加算5	9点
医療DX推進体制整備加算6	8点
[施設基準]	
・電子処方箋要件あり（加算1～3）	
・「電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制」を有していること	
経過措置 令和7年9月30日 延長	
・その他は省略	



令和7年10月 ～	
医療DX推進体制整備加算1	12点
医療DX推進体制整備加算2	11点
医療DX推進体制整備加算3	10点
医療DX推進体制整備加算4	10点
医療DX推進体制整備加算5	9点
医療DX推進体制整備加算6	8点
[施設基準]	
・電子処方箋要件あり（加算1～3）	
・「電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制」を有していること	
経過措置 令和8年5月31日	
・その他は省略	

マイナ保険証利用率

適用時期（診療年月）	令和7年4月～9月	令和7年10月～2月	令和8年3月～
利用率実績	令和7年1月～	令和7年7月～	令和7年12月～
加算1・4	45%以上	60%以上	70%以上
加算2・5	30%以上	40%以上	50%以上
加算3・6	15%以上 ※1	25%以上 ※2	30%以上 ※3

※1 小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年（令和6年1月1日から同年12月31日まで）の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、「15%」とあるのは「12%」とする。

※2 小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ令和6年1月1日から同年12月31日までの延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間に限り、「25%」とあるのは「22%」とする。

※3 小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ令和6年1月1日から同年12月31日までの延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和8年3月1日以降においては、「30%」とあるのは「27%」とする。

在宅医療DX情報活用加算

令和7年4月 ～ 令和7年9月	
在宅医療DX情報活用加算1	11点
在宅医療DX情報活用加算2	9点
[施設基準]	
・電子処方箋要件あり（加算1）	
・「電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制」を有していること	
経過措置 令和7年9月30日 延長	
・その他は省略	



令和7年10月 ～	
在宅医療DX情報活用加算1	11点
在宅医療DX情報活用加算2	9点
[施設基準]	
・電子処方箋要件あり（加算1）	
・「電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制」を有していること	
経過措置 令和8年5月31日	
・その他は省略	